

# トルコにおける特許および実用新案 登録を受けることができる発明とで きない発明

Destek Patent, INC.

DESTEK PATENT は 1983 年に設立され、トルコの知的財産（IP）の管理と保護に関して優れた評価を得てきており、知的財産の保護のすべての分野、特に、工業所有権法、不公正競争、著作権、ライセンス、税関での押収、調停、合併および買収、会社法に関して、トルコ内外の多くの主要企業、中小企業、大学、研究機関のクライアントに対して助言と法定代理を提供している。

## 【概要】

トルコでは、発明は知的財産法第 6769 号（Sınai Mülkiyet Kanunu : SMK）に従って特許および実用新案によって保護することができる。特許権は、技術のすべての分野の発明が新規であり、進歩性を有し、産業上の利用可能性があることを条件として付与される。また、実用新案権は、産業上の利用可能性のある新しい発明（考案）に与えられる。しかし、指定された要件を満たしていても、発見、数学的方法、人間のクローン作成手順など、特許や実用新案では保護できない出願がある。

## 【詳細】

### <特許可能な発明>

知的財産法によれば、発明に特許証明書を授与するためには、発明は新規でなければならず、進歩性を有し、産業上の利用可能性がなければならない。発明に実用新案証明書を授与するためには、本発明が新規であり、産業上利用可能であることが要求される。しかし、特許証明書や実用新案証明書の発行要件を満たしていても、発明とはみなされない出願がある。特許されない発明についても知的財産法で扱われている。

### <特許されない発明>

知的財産法第 82 条 (2) によれば、以下の出願は発明とはみなされず、世界の多くの特許制度でも同様である。

- a) 発見、科学的理論および数学的方法
- b) 精神的行為、事業活動またはゲームに関する計画、規則や方法
- c) コンピュータ・プログラム
- d) 美的創造物、文学作品、芸術作品および学術論文
- e) 情報の提示

#### a) 発見、科学的理論および数学的方法

発見とは、自然界に存在するが、まだ知られておらず、特許を受けることができない物体や出来事の見つけである。しかし、発見された物質を用いて技術的な問題を解決することは、特許を受けることができる場合がある。例えば、既知の物質が機械的衝撃に対して耐性を有していることを発見することは、発見であり、特許を受けることができない。しかしながら、この材料を用いた鉄道横断橋の製造は発明であり、特許を受けることができる。

科学的理論は、発見のより一般的な形態であり、同じ規則がここで適用される。科学的理論は技術的なルールを表現していないので、それは発明ではない。例えば、半導体の物理理論は特許を受けることはできないが、新しい半導体デバイスとその製造手順は特許を受けることが可能である。

数学的な方法は抽象的であるか、精神的であるため、特許を受けることはできない。例えば、分割する方法は特許権を与えられないが、この種の計算を行う装置は特許可能である。

#### b) 精神的行為、事業活動またはゲームに関する計画、規則や方法

精神的行為、ゲーム、事業活動に関する計画、規則、方法の共通点は、技術的な活動に関する情報を提供しないことである。したがって、特許権を取得することはできない。例えば、外国語学習やパズルの解き方のために開発された方法は特許権

を取得することができない。しかし、ゲームを楽しむために開発されたデバイスは特許権を取得することができる。

#### c) コンピュータ・プログラム

最近、特許に関して最も議論されているトピックの一つは、コンピュータ・プログラムである。コンピュータ・プログラムは、概念として、コンピュータの操作の手順を提供している。コンピュータ・プログラムは、解決すべき課題やシステムの分析、プログラム・フロー図作成、コーディング段階では特許保護の恩恵を受けることができない（しかし、コンピュータ・プログラムは知的および芸術的作品を保護する法律の恩恵を受ける可能性がある）。

ただし、デバイスと一緒にあれば特許権を付与される可能性がある。例えば、ワードプロセッサのプログラムは単独では特許を受けられない。しかし、信号機を制御するコンピュータ・プログラムは、デバイスと合わせたシステムとして特許を受けることができる。

#### d) 美的創造物、文学作品、芸術作品および学術論文

美的性質の創造は、人間の目と感覚に訴える芸術的価値を持つ審美的な外観の配置である。これらの創造物は、非技術的な特徴を持ち主観的な評価による解釈を必要とし、特許を受けられない。例えば、絵画、彫刻、建築設計図面は特許権を取得できない。しかし、美術的創造物の実現に使用される装置や方法に特許権を付与することができる。例えば、織物の模様は特許可能ではないが、織物に模様を適用する装置または方法は特許可能である。一方で、美的性質の創造は意匠の登録としてトルコ知的財産庁の管轄域内で保護可能である。

#### e) 情報の提示

情報の編集、整理、提示、または送信の方法であって、技術的な側面を持たない方法は、技術的な手順ではないため、特許権を付与されない。例えば、インターネット上の情報は特許されない。しかし、情報を提供するために役立つデバイスは特許可能である。

知的財産法第 82 条(2)は、上記 a)~e)の事案について、排他的保護が求められた場合、これらの事案を特許保護から除外する。しかし、例えば、コンピュータ・プログラムが、特許保護の対象となる装置の操作に関連する場合、その装置として保護が要求された場合には、特許保護の対象となる。

上記のトピックとは別に、発明とみなされるが、特定の理由で特許権を取得できない対象もあり、知的財産法第 82 条(3)に次のように記述されている。

- a) 公序良俗に反する発明
- b) 植物品種もしくは動物品種に関するかまたは植物品種若しくは動物品種を生み出すことを目的とする生物学的方法であって、微生物学的方法またはかかる方法の結果取得される製品を除くもの
- c) 人体または動物の身体に適用することを目的とする診断方法を含むすべての治療法および手術方法
- d) 発生および進化の様々な段階にある人体および遺伝子配列または部分遺伝子配列を含む人体の部分の 1 のみの発見
- e) ヒトをクローン化する方法、ヒトの性別の遺伝的同一性を変更する方法、産業または商業上の目的でのヒト胚の使用、ヒトまたは動物に顕著な医学的利益を得ることなく動物に苦痛をもたらすおそれがある方法で遺伝的同一性を変更する方法およびかかる操作の結果取得される動物

a)では、公序良俗に反する発明は、特許権を付与することによって保護することができないと結論付けている。「公序良俗」と「不道德」の概念は、一般的な法的概念として選択され、法律で適用される規則の枠組みの中でそれらを解釈することによって意味を得る。例えば、すべてのドアを開ける鍵は、発明であるが、知的財産法によれば公序良俗や一般的な道徳に反する発明であると考えられるので、その鍵の出願にかかる発明については特許権を取得できない。

b)では、生物の特許性の限界が記述されている。バイオテクノロジーの分野での研究は、コストがかかり、長期的である。したがって、バイオテクノロジーの発明

は特許権を付与し、サポートする必要がある。しかしながら、この分野で明らかになった開発は必ずしも発明とは限らず、例えば、発明工程を含まないという事実や発見がある場合には、特許による保護の範囲から除外する必要がある。植物品種は、伝統的な方法だけでなく、現代のバイオテクノロジーの方法によって得ることができ、トルコの「新しい植物品種の繁殖権の保護に関する法律（法第 5042 号）」によって保護されている。また、動物の新品種の保護については、「動物改良法（法第 4631 号）」が施行されている。これらの理由から、二重保護を回避する目的で、発明であるにもかかわらず開発された植物種または動物種は特許による保護の範囲から除外されている。加えて、その生産に使用される主な生物学的プロセス、すなわち交配または選択などのすべての自然プロセスは、発明ではないため特許による保護の範囲から除外される。一方、微生物学的プロセスおよび結果として得られる製品には例外が設けられている。特許保護は、これらに関する開発には付与される。

c)では、人体または動物の身体に適用することを目的とする診断方法を含むすべての治療方法および手術方法については特許権を付与しないと定めている。ここでの目的は、公衆衛生を守ることであり、この例外は国際条約にも沿っている。

d)では、人体およびその要素の特許性に関する条件および限界が決定される。したがって、人体とその要素の単純な発見は特許権を取得することができない。単純な発見とは、これらの要素を、既知の単純な技術を使用して、隔離または生産することを指す。ここで得られた要素が遺伝子配列または部分配列であっても、このタイプの単純な適用は特許保護の対象外である。人体から分離された、または他の技術的処理の結果として生産された物質は、条項 d)に記載されているよりも複雑な物質であるとして、特許を受けられる可能性がある。

人体から分離または生成された物質により、病気の治療が大幅に改善された。したがって、特許制度を通じてこれらの自然に存在する要素を取得する研究を奨励することを目的としている。その結果、遺伝子配列または部分配列を含むそのようなプロセスから得られた人体要素は当然のこととして発見されるが、特許保護の対象になる。



e)では、一部のバイオテクノロジー発明は、特許要件を満たしていても特許保護の対象から除外することを規定している。これらの例外的な状況の根拠は、これらの発明が公序良俗または一般的な道徳に反していることである。このため、この条項では、ヒトをクローン化する方法、ヒトの伴性遺伝の遺伝的同一性を変更する方法、産業または商業目的でのヒト胚の使用、ヒトまたは動物に顕著な医学的利益を与えることなく動物に苦痛をもたらすおそれがある方法で遺伝子同一性を変更する方法およびこれらの操作の結果取得される動物に関連する発明は、特許保護から除外される。

第 82 条(4)は、「(3) a)の範囲内において、法規により禁止されている発明の商業的实施は、この実施が公の秩序または道徳に違反していることを必ずしも意味しないものとする。」と記載され、この規定によれば、法律の規定の違反は、必然的に公序良俗違反となるわけではない。しかし、法律違反が組織的な公共生活を脅かす可能性がある場合、それは公序良俗に反する。

第 82 条(5)において、「(3) b)に定める微生物学的方法とは、微生物学的材料を含み、微生物学的材料を処理、またはその結果微生物学的材料が形成される何らかの操作、完全に自然である生物学的方法、交配または選別から基本的に構成される植物または動物の生産手順を表す。」と規定されている。当該微生物学的方法をクレームする発明については、特許による保護の対象外となる。

第 82 条(6)には、「(3) c)に定める規定は、当該項目にいう方法において使用される製品、特に物質および組成物には適用されないものとする。」と規定されている。この規定によれば、ヒトまたは動物の身体および製品、外科的方法を含むすべての治療法で用いられる製品、物質および組成物は、特許対象である。

#### <実用新案によって保護されない発明（考案）>

第 142 条(3)により、実用新案によって保護されない発明（考案）は、第 82 条(2)、(3)に加え、以下を含む。

a) 化学的および生物学的物質または化学的および生物学的方法もしくはこれらの方法により取得される製品に関する発明（考案）

b) 医薬関連物質または医薬関連方法もしくはこれらの方法により取得される製品に関する考案

c) バイオテクノロジーに係る発明（考案）

d) 方法により取得される製品またはこれらの方法に関する発明（考案）

これらの物品の発明の対象は、第 82 条(2)および(3) に関してなされた上記説明の枠組みの中で特許出願の対象となる。

トルコの実用新案ではどのようなものであれ「方法」に関する発明（考案）は保護されない。

#### 【ソース】

- ・トルコ知的財産法（法律第 6769 号）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

・Regulation on the Implementation of Industrial Property Law(as amended by Regulation published in the Official Gazette No. 30223 of October 27, 2017)（知的財産法施行規則）

<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/17697>

- ・知的財産法の根拠

<https://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/resources/temp/D386475F-DF3B-4446-86EB-14B783211D78.pdf>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）